

国民年金

国民年金からのお知らせ

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます。

・・・年末調整・確定申告まで大切に保管を！・・・

- 国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、全額が社会保険料控除の対象となります。(その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が該当します)
 - この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられていますので、平成24年1月1日から9月30日までの間に、国民年金保険料を納付された方に対し、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されます。
年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。
なお、10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納付された方には、来年の2月上旬に送付されます。
 - ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、納付されたご本人の社会保険料控除の申告に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付して申告してください。
- ※「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」については、控除証明書のはがきに表示されている年金事務所へお問い合わせください。

■問い合わせ

大田原年金事務 TEL (22) 6313
市国保年金課国民年金係 A1階
TEL (23) 8928

●注意事項
説明会では「年末調整のしかた」お

開催日	開催時間	開催場所	対象地域(者)
11月15日 (木)	午前10時～正午	那須町文化センター小ホール (那須町大字寺子乙 2567-10)	那須町
	午後2時～4時		
11月20日 (火)	午前10時～正午	那須塩原市黒磯文化会館小ホール (那須塩原市上厚崎 490)	那須塩原市
	午後2時～4時		
11月22日 (木)	午前10時～正午	大田原市総合文化会館ホール (本町 1-3-3)	大田原市
	午後2時～4時		

●日時・場所・対象地域

平成24年分年末調整説明会

税

よび「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」などのパンフレットを用いて説明しますので、当日お持ちください。
・年末調整関係用紙および法定調書の用紙が不足する場合には、会場受付で担当にお申し付けください。
・都合により指定された会場に出席できない場合には、ほかの会場に出席ください。

■問い合わせ

大田原税務署
TEL (22) 3115

※自動音声案内の「2」をお選びください。

平成26年1月から、**記帳・帳簿などの保存制度の対象者が拡大されます**

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行うすべての方(所得税の申告の必要がない方も含む)も、平成26年1月から同様に必要となります。

記帳・帳簿などの保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

■問い合わせ

大田原税務署個人課税部門
TEL (22) 3115

※自動音声案内の「2」をお選びください。